

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 一般社団法人広島県栽培漁業協会

附則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。